

第10回裁判員等経験者との意見交換会議事録

岐阜地方裁判所

平成28年2月から3月にかけて審理等を行った2件の裁判員裁判（下記4）を素材に、「当事者の主張等の分かりやすさ」「証拠調べの分かりやすさ」を主なテーマとして裁判員等経験者との意見交換会を行ったところ、その概要は、以下のとおり。

1 日時

平成28年5月11日(水)午後2時00分から午後3時45分まで

2 場所

岐阜地方裁判所大会議室

3 出席者

司会者 大須賀滋（岐阜地方裁判所長）

裁判官 山下博司（岐阜地方裁判所判事）

裁判官 溝田泰之（岐阜地方裁判所判事）

検察官 田口健治（岐阜地方検察庁検事）

検察官 中野 玲（岐阜地方検察庁検事）

弁護士 藤井慎哉（岐阜県弁護士会所属弁護士）

弁護士 本郷謙史（岐阜県弁護士会所属弁護士）

弁護士 掛布真代（岐阜県弁護士会所属弁護士）

裁判員等経験者 1番～6番（6人）

4 裁判員等経験者の担当した事件の概要

- (1) 裁判員等経験者1番ないし4番の担当事件（以下、「第1事件」という。）

(1 番ないし 3 番：裁判員経験者， 4 番補充裁判員経験者)

ア 審理，評議あわせて 6 日の日程で行われた強盗致傷，銃刀法違反被告事件。

イ 被告人は，パチンコ店で店員の首筋に脇差を突きつけて金を要求したものの，店長に脇差を掴まれ抵抗されたため目的を遂げず，その際にもみ合いになった店長にパチンコ玉箱用台車を振り回すなどの暴行を加えて加療 2 週間の傷害を負わせたという強盗致傷及び銃刀法違反の事案。

ウ 公訴事実の一部（店長に対する脅迫文言の有無）につき当事者間の主張に違いがあったものの（争点とはしていない），犯罪の成否には争いがなく，重要な情状事実についても概ね争いがなかったことから，審理・評議の中心となったのは被告人にいかなる刑を科すべきかという点（量刑）であった。

エ 証拠調べでは，被害店舗内の防犯カメラ映像の再生，店員及び店長の各尋問を行ったほか，被告人質問を行った。なお，店員については，被告人との間で遮へい措置を採った。

(2) 裁判員等経験者 5 番及び 6 番の担当事件（以下，「第 2 事件」という。）

(5 番及び 6 番：裁判員経験者)

ア 審理，評議あわせて 8 日の日程で行われた現住建造物等放火未遂，詐欺被告事件。

イ 被告人が，損害保険金を得て借金を返済しようと考え，窃盗被害を装って損害保険金約 90 万円を詐取した詐欺と，更に家財の火災保険金を得ようと，自宅の賃貸アパートのベッドに火のついた線香を置いたが，壁をくん焼するにとどまり未遂に終わった現住建造物等放火未遂の事案。

ウ 公訴事実及び犯罪の成否には争いがなく，審理・評議の中心は量刑であったが，被告人に精神障害があり，これが本件各犯行に影響したとい

えるかが重要な犯情として争われた。

エ 証拠調べでは、詐欺事件において窃盗被害の状況を保険会社の依頼で調査した鑑定人、本件各犯行当時に被告人と同居していた元妻、被告人の精神障害について起訴前鑑定を行った医師の各尋問を行ったほか、被告人質問を行った。

5 議事内容

〔冒頭挨拶〕

(大須賀所長) 本日は、お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。岐阜地方裁判所長の大須賀でございます。

さて、裁判員制度が始まりましてから本年5月21日で丸7年となります。これまでに行われた裁判員裁判の対象人員が約8700人、裁判員または補充裁判員に選任された方の数は合計で約6万5000人を数えるところとなりました。岐阜地裁での裁判員裁判の対象人員も、127人を数えるところとなり、その間に、約960人の一般市民の方々に、裁判員、補充裁判員として裁判に参加いただきました。こうして多くの一般市民の方に強い責任感をもって熱心にご参加いただいたことにも支えられ、裁判員制度は、概ね順調に運用されており、裁判所として、国民の期待に応えることができていることに感謝するとともに、皆様のご尽力に対して深く敬意を表します。

さて、本日は、裁判員裁判の運用をよりよいものとするべく、量刑が審理・評議の中心となる事件について、検察官・弁護人の主張が分かりやすいものとなっているか、重要な点を的確に把握するために望まれる分かりやすい証拠調べの在り方等について、裁判員、補充裁判員の経験者の皆様から、ご自身の経験に基づく率直な感想、ご意見を述べていただくとともに、皆様の声を国民の方々にお伝えし、裁判員として裁判に参加することへの不安感や負担感を少しでも解消したいと考えて、意見交

換会の機会を設けさせていただきました。皆様から忌憚のないご意見、ご感想をお聞かせいただければ幸いです。

最後に、本日の意見交換会が実りの多いものとなることを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

〔法曹三者出席者・自己紹介〕

(司会) まずはじめに、本日、参加していただいているメンバーの方に自己紹介をお願いします。

(山下裁判官) 第2事件を裁判長として担当させていただきました岐阜地裁刑事部の裁判官の山下でございます。裁判員制度もそろそろ丸7年というところですが、まだまだ裁判所としてもどのような裁判であれば一般の方に分かりやすくなるのか、参加していただきやすくなるのかという点については常にまだ考えているところでございますので、本日も忌憚のないご意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

(溝田裁判官) 私は、本日の対象となっている事件のうち第1事件を担当させていただきました岐阜地方裁判所裁判官の溝田と申します。私は、岐阜では平成26年4月から裁判員裁判事件を担当させていただいておりますが、これまで岐阜では合計15件の事件を担当させていただきました。これまでも意見交換会というのは、裁判員制度の運用を担う私たちにとっても非常に得難い有益な経験となってきております。本日も皆様からご記憶を喚起したうえで忌憚のない意見をお聞かせいただけるものと期待をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

(田口検察官) 岐阜地方検察庁検察官の田口でございます。私は第2事件の方を検察官として担当させていただきました。本日はよろしくお願いいたします。

(中野検察官) 第1事件を担当いたしました検察官の中野と申します。よろし

くお願いいたします。

(本郷弁護士) 第2事件を担当させていただきました弁護士の本郷と申します。

弁護士というのはなかなか裁判員裁判を経験する数という意味では裁判官、検察官と比べ少ないかなと思います。私自身もこの事件で4件目ということになります。よろしく申し上げます。

(掛布弁護士) 第2事件を担当しました弁護士の掛布と申します。今日はよろしくお願いいたします。

(藤井弁護士) 第1事件を担当させていただきました弁護士の藤井と申します。よろしくお願いいたします。

第1 全般的な感想

(司会) 大体の進め方としては、初めに全体的な感想をお聞きして、それから手続の流れに沿ってご意見を伺うというふうに進めたいと思っております。まず、全体的な感想からお聞きします。裁判員をされてどうでしたか。

(1番) 裁判員に決まった時、心の準備ができていませんでしたので、非常に心配でした。選任の手続、説明、法廷の下見をしているうちに落ち着いてきまして、昼からこれならできるなあと思いました。実際にやってみますと裁判官のみなさんが評議しやすい雰囲気を作ってくださったので、人前で話すのが非常に苦手な私でしたが自分の思ったことを発言できましたし、とても良い経験ができました。

(2番) 裁判員裁判という制度を知ってはいたのですが、普段はそういったことを意識することが全くなく、通知を頂いて初めてそういったものがあったなという感じだったのですが、実際に自分が裁判員として選ばれて参加していく中で、普段は気にすることのないいろいろなことに意識を向けることができましたし、法がどのようになっているか、裁判がどのように進められるか、その量刑を決めるに当たりどのような材料が必要か

などとても勉強になりとても良い経験になったと思っています。

(3番) 最初は素人の私が理解できるのか、他人の将来にかかわる重要なことに自分が加わるということに対してとても心配でしたが、裁判長や裁判官の方々がその都度繰り返し丁寧に説明をしてくださったので、今自分がすべきことが何かということを理解した上で審理に臨めました。また、チーム全員で議論をしていくうちに不安よりも使命感が湧いてくるような気がしました。また、今まで関心が薄かった裁判というものやリアルな法廷を体感させていただいて普段の生活では知りえない様々な物事について情報や知識を持つことができ本当に良い経験ができました。

(4番) 初めて裁判員裁判というものをテレビで知った時、当たることはないだろうという気持ちでいて、当たったらどうしようというような漠然とした気持ちでしたが、大勢の中からの一人という、何というんでしょうかね、当たったということに対して私はあまり嫌な思いはなかったんですけれども、実際は色んな人の話を聞いているとババ抜きのパパではないですけれども、当たったらどうしようという思いの重さに驚いています。裁判をしていくまでのいろんなやり取りの中で雰囲気づくりをしていただいて、アットホームな感じで進めていただけたことが、自分の意見を言える場を作っていただいたりとか、周りの方に裁判員に当たった方がほとんどいないので、経験した方の意見を聞くことはできなかったのですが、とても貴重な体験をさせていただいたということで良かったと思います。もし次回また当たったらまたやってみたいなと思います。

(5番) 経験して思ったことは、職場内での話し合い、会議とかあるのですが、その中で意外と話をしているときに争点がずれることが多々あるのですけれども、そういった点でいえば、今回の裁判員に出席させていただきまして争点のはっきりとしている、その点についてすごく勉強になりました。あとは評議などでも話を進めていく、裁判中話を進めていく上で

争点，一番の目的がはっきりしているところ，そのところがすごく勉強になりました。今後の職場内での話し合いの場でも何が言いたいのか，目的のあたりがしっかりとしていることが大事ということで，多数人が集まれば脱線していくことがたくさんあると思うのですが，そこで方向をしっかりと戻すということが大事だなということを感じました。あと一つは，小学校の時に道德の授業がありました，その道德の授業も学年が進むにあたって授業というものはなくなってくるものですから，そういった点で小学校の時に少し思い出した感じでした。

(6番) 最初，とにかくくじに当たった時には本当にびっくりしたのですが，いわゆる世間話とかで人を裁くことの責任の重大さとか，もし悲惨，残酷な現場の写真を見せられた場合，気持ちの負担がかなり大きいのではないとか，いろんな先入観と，選ばれた瞬間法律に関して素人であってもちゃんとしたことを言わなければいけないのではないのかというプレッシャーを感じたことを覚えています。でも，今までにあった裁判官のイメージと違って，ちょっと失礼な言い方かもしれませんが，若くて，気取りがなくて，親しみやすく，いい雰囲気では分からないことは丁寧に説明していただけるし，評議中は特別難しい言葉を使わず，自分の意見をしっかりと聞いてもらえて良かったと思います。あと，その状況に応じて，かなり細かく議論することとか，発言の仕方で微妙に意味合いが変わることを学んだかなと思います。それと，途中，被告人の精神的な障害があったということで，そのときの気持ちを理解するとか，そのときの状況とか，自己形成という言葉が適切かどうか分からないのですが，いろんな思いがめぐってとても悩むことがあったのですが，裁判長が最初に言った言葉を思い出して迷いが吹っ切れた場面がありました。あと，セキュリティーがすごいしっかりしている場所での評議やメンタル面のことや，裁判所側の配慮もきちんとしていることも良かったと思います。

人を裁くことは大変なことですが、その全日程を終わったときには達成感があり、本当に貴重な経験ができて良かったという思いです。

(司会) ある程度日数を連続して出てきていただいて、職場とかご家庭とかで特に問題はなかったですか。

(1番) 最初ですね、手紙を見たときにこれは抽選とかそういったものでなく、必ず出るものだと思っていたので、会社でそのように社長に話をし、予定を組んでしまったので、問題はありませんでした。

(2番) はじめに通知をいただいたときに、職場の自分のすぐ上の方に相談したんですが、わりと理解を示していただいて、せっかくの機会だから行ってくるといいと言ってくれたので、社長の方で配慮していただき、特別休暇を取れたので、そのあたりも特に問題なく挑むことができました。

(3番) 私の方も、届いたときに上司に相談しまして、相談したら会社の中で出勤扱いになる制度がありましたので来ることができましたし、私はサービス業ですので土日は出勤して、平日にちょうどお休みが重なったりしまして来やすかったです。

(4番) 私も自営業ですから、連続十何日間仕事をしてとても大変でしたけれども、何も問題なく進みました。はじめに封書をいただいたときに何事も経験だというふうに捉えて、ぜひやってみたい、仕事を休んでまでやる価値があるものだと思いますので、疲れましたが、充実感がありました。

(5番) 私も連絡を受け取ったときにですね、上司に相談をして、あと前もって1回目の通知が来たときに事務所にも話をしてきたのですが、上司は快く受け入れてくれました。ただ、うちの部署は自分を含め2人で回しているものですから、もう1人の上司の方にかなりの負担をかけたなと思っておりませんが、何とか約2週間仕事の方は回りました。

(6番) 私は、ちょうど休職中でしたので全然問題はなかったです。

(司会) ご理解をしていただいて、参加していただきありがとうございます。

第2 当事者の主張や争点の分かりやすさ

(司会) 実際の手続に入って、まず最初に冒頭手続があって、最初の方の手続でだいたいこの事件ではこの辺のことを考えていけばいいんだなというイメージはある程度持てたという感じだったのか、それともあまりよく分からなかったのか、その辺いかがだったでしょうか。

(3番) 今回の事件では、内容について検察官側も弁護士側も大きな食い違いがなくて、争点も金を出せと二回言って脅迫したかどうかという比較的シンプルなもののような気がしましたので、その点では分かりやすかったと思います。

(4番) 私も事件そのものとしては、重い軽いというのはちょっと言っているものかどうか分かりませんが、比較的分かりやすく、スムーズに進んだなと思ったので、そんなに難しくは感じませんでした。テレビでこのような事件を見てなくあまりよく分かっていなかったもので、前もって何か心構えとかなく、素直に裁判長の進めていく進行に沿って考えていったという程度で、スムーズに進められて良かったなと思います。

(司会) 第2事件は犯罪が2つありましたが、そのあたりから何かありますでしょうか。

(5番) 期間も長かったものですから理解するのにちょっと時間はかかりましたが、配布資料がありましたのでそれを見ることで理解することが十分できました。すごく分かりやすい資料で、検察官側も弁護士側も争点が決まっている資料で、見ただけで分かる、ただ細かい金額や日付、何日に何が起きたのかに関しては、資料がなく厳しかった部分はあります。あと、争点に関しても精神面がかかわってきていましたので、そのところはやっぱりすごく難しかったと思います。

(6番) 私も同じで、検察官が被告人がどんな悪いことをしたかという行為に対する危険性とかを明らかにしてくださったことと、争うつもりはないということだったので、精神的な障害があったという面では難しかったですが、争点は量刑についてだなというのは理解できました。

(1番) 検察官、弁護人の冒頭陳述メモがありましたので、それをじっくり読めば理解することができました。

(2番) 私も1番の方と同じで、いただいた資料を基に進んでいったので、その資料を読むと知識のない人にも分かるようなものになっていて、ここに注目してくださいというのが明らかに資料で分かるようになっていたので特に困ることはありませんでした。

(司会) そうすると、言葉だけで言われてもなかなかそれは難しいところがあるけれども、メモ的な紙を渡してもらおうとそれを見ながら理解がしやすいという感じでしょうか。見られた紙や検察官、弁護人の話の中で、もう少しこういうふうにしてもらえればより分かりやすかったのにといいところはありますか。特にないですか。分かりやすい冒頭手続だったということによいですかね。何かこの辺りのところまでで、弁護人、検察官の方でコメントされる方はありますでしょうか。

(藤井弁護士) 素朴な疑問というか、教えてください。パワーポイントというものがございますが、スライドを映し出すタイプのものですが、こういったものはあった方がいい、別になくてもいい、第1事件ではそれが利用されていないのでそれがあつたらなかったらの区別はなかなかつかないと思いますが、第2事件では利用されたようですので、特に第2事件に関わられた方、どうでしょうか、分かりやすいものでしょうか、それともペーパーだけでも足りるという感じでしょうか。一般的にどう感じられたかというところを教えてください。それによつては私、パワーポイントを使えるようにならなくちゃなとかいう思いにも

なりまして、使えない人間の素朴な疑問でございます。教えてください、よろしく申し上げます。

(司会) 第2事件では、法廷にパワーポイントで映されたものとは別に話される原稿があって、説明をしたということですかね。紙のベースのものはお配りになっていないのでしょうかね。

(本郷弁護士) 第2事件の方は、パワーポイントを印刷したものをお配りしました。

(司会) そういう形なんですね。そうすると、実際はどちらを見られていたわけですか、紙の方を見られていたのか、映像を見られていたのか、覚えてらっしゃいますか。

(5番) 画面の方を見て説明を聞いていました。

(司会) 画面の方が紙のものよりは見やすいということですか。先ほどの弁護人のご質問だと、箇条書きにした普通のペーパーとパワーポイントの表示があるものとどちらが分かりやすいかというご質問になるわけですかね。第1事件は紙ベースのものだったけれども、パワーポイントの方が良かったかどうかということですが。

(1番) やはり補足としてパワーポイントがあったほうが良かったかなと思います。というのは、ペーパーは前に戻ったりして見る事ができるんですけど、パワーポイントはそうではないので、両方あれば良いかなと思います。

(司会) 両方というのは、パワーポイントを打ち出したものと両方ということですか。

(1番) 紙のものがあって、その補足としてパワーポイント。

(司会) パワーポイントがあったほうが良さそうだと。第1事件の方、どうでしょうか。

(2番) 必ずないと困るというものではないと思いますが、ただ動きとか付け

られると思うので、ここが重要と拡大することもできますし、今ここを話していますと示すにはあると確かに有効かなとは思いますが。

(3番) 私も2番の方と同じで、紙ベースのものがあればそれで事は足りると思うんですけど、でもやっぱり一番ここというところを示すにはあった方がより良いのかなと思います。

(司会) 皆さん方はだいたい仕事場でパワーポイントをお使いになってるんですかね。

(1番) ペーパーレスですかね。

(司会) 5番の方、仕事場ではパワーポイントは使いますか。

(5番) パワーポイントを使っております。

(司会) そうするとパワーポイントに皆さん親近感があると。

(5番) 説明するときにはパワーポイントはすごく説明しやすいと思います。

(司会) 自分も使っているとすると、このような場でも使ってもらおうというということですか。

(5番) ただ、そのパワーポイントで説明するときの資料が手元に一人一人いるかということに関しては、ちょっと疑問があります。

(司会) ペーパーレスでパワーポイントにしているのに、ペーパーが必要なのかということですか。

(5番) 説明するときにあると分かりやすいと思います。それが手持ちで必要かということと必要な資料だけあれば良いと僕は思います。

(司会) 分かりました。

(藤井弁護士) ありがとうございます。

第3 証拠調べの分かりやすさ

(司会) 証拠調べには二種類あって、書証と人証があります。まず、書証の証拠調べについて分かりやすかったのかどうか。また、理解しにくかった部分などはあったのかどうか伺いたいと思います。まず、一番の方いか

がでしょうか。

(1番) 書証については全然問題ありませんでした。

(司会) 映像や図面等が出ていたということでしょうか。

(1番) はい。

(司会) それらについては、大体ご理解いただけたということでしょうか。

(1番) はい。

(司会) 分かりやすかったですか。

(1番) はい。

(6番) 人証で精神鑑定をした医師の証人尋問のときですが、話の内容がちょっと分かりにくくて、メモを取ることに集中してしまい、内容については評議室に戻って改めて読み直したり、裁判官や他の裁判員の方と議論してやっと理解できたということがありました。

(司会) 言葉が難しかったということですか。

(6番) 言葉が難しいというよりは、趣旨がつかめないことがありました。

(司会) 精神的な障害について、どういう視点で取り上げられているのか。また、犯罪事実として、そこにどう影響しているのかという位置づけがはっきりしなかったということなのでしょうか。

(6番) 位置づけというか、言っていることがよく分からなかったという感じです。その質問に対してこの答えはというような……。あまりはっきりしないような感じだったので……。弁護人の質問の趣旨と、医師の回答が必ずしもかみ合っていないという気がしたというか……。私もメモをするのに必死だったので、評議室に戻ってから改めて理解するというような感じでした。

(司会) この点については、弁護人の方はどういう印象だったのでしょうか。

事前に打ち合わせなどはされていたのでしょうか。

(掛布弁護士) そうですね。事前に打ち合わせをしたのですが、質問に対して

答えがかみ合わなかった部分が続いたと思います。

(司会) 弁護人の方は、法的な観点から質問されているのに対して、医師は医学的な観点から全然違う方向でお答えになられたということなんですか。かみ合わないというのはどんな感じだったのでしょうか。

(掛布弁護士) そういう意味でかみ合わなかった訳ではなく、これは何ですかという問いに対して、答えがとても長かったり、これは何ですかという質問に対し、別のものについてお答えになるということが続いてしまいました。質問の仕方にも原因はあったのだと思いますが。私も反省しています。

(司会) 5番の方は医師の証人尋問についてどのような感想をお持ちですか。

(5番) 私も全く同じ感想です。

(司会) 裁判所から見てどう感じましたか。

(山下裁判官) 法曹三者でも振り返りを行ったのですが、弁護人と証人の問いと答えがかみ合わない部分も確かにありました。それ以外に、本来であれば書証として前提問題をやっていれば良かったことについても証人尋問で聞いてしまい、証人が細かなところまでは分からないと答えられていた部分もあったという話もありました。

(司会) その辺は工夫の余地があるのかもしれませんが。ありがとうございました。他に何か分かりにくい部分はありませんか。証人の問題以外に第1事件の場合は犯行状況の防犯カメラの映像があったと聞いていますが、それは分かりやすかったのでしょうか。

(1番) 非常にリアルで、犯行状況については分かりやすかったですね。

(4番) 映像がとてもリアルで、分かり過ぎるくらい分かったんですけど、音声がなくて淡々と進んでる感じはしました。参考にはなりました。

(司会) 音声がなかったので「金を出せ。」と店長に言ったかどうかについては争点として残ったかもしれませんが. . . .

(4番) 音声があつて「ドン」とか「わぁ」といった音があつたら怖いかもしれませんが、なかったのが良かったとも言えるんですが。

(司会) まさに犯行の現場を再現できるものが現実にあるというのは確かに限られたシチュエーションでしか起こりえないことですし、それ自体が雄弁に犯行を物語っていたという事件ではあつたんですね。では、第1事件の証人尋問においてはどうでしたでしょうか。4番の方どうでしょう。

(4番) 検察官が調べた中で、車を購入する目的がお金をとる動機になった事件なのですが、年代ごとに10台の車を乗り継いだ経緯を聞いたとき、取り調べも大変だったと思うし、本人の動機というのがますます浮き上がってきてよく分かりました。大変なところを取り調べられたのだと思いました。

(3番) 先ほどの防犯カメラについてですが、事務所にカメラが設置されていなかったのはちょっと残念ですが、あらゆる角度から複数のカメラで動画を見れたことは良かったと思います。ただ欲を言えば、今回の映像を一通り流していただいた後に、もう一度犯人だけが映し出されている部分を繋いだ映像を見せてもらえれば、店に入ってから店の外に出るまで、全体の犯行の時間の長さとか事務所のやりとりについての感覚がつかみやすくなって良かったのではないかと思います。

(司会) 他に証拠調べについて分かりにくい部分などありませんでしたでしょうか。

(1番) 証人や被告人本人の尋問の際、声が小さかったり、早口であつたり、また、マイクが遠くて聞き取りにくい場面もいくつかありました。その際裁判長も、もう少しマイクに近づいて話すように促してはいたのですが、それでも聞き取りにくかったです。

(4番) 早口の方もいらっしゃいましたけど、私は特別聞き取りにくいということは感じませんでした。ただ、検察官が淡々と話をされるのがよく理

解できました。弁護士よりも検察官の方が話す内容が多かったこともあったためだとは思いますが、検察官の話はよく頭に入ってきました。

(司会) 第2事件を担当された方は、かなり人証が多かったと思いますが。どうでしたでしょうか。

(6番) 被告人の元妻の尋問の際、裁判長がもっとマイクを近づけて話してくださいと指示をするのですが、どうしてもマイクから離れてしまって全然聞き取れないことが何度もありました。

(司会) そうですか。法廷へ来ると緊張もされるでしょうし、あまりいい話をする場面ではないかもしれませんが皆さんどうしても声が出づらくなるのかもしれませんがね。

第4 当事者の主張の分かりやすさ—論告，弁論日程調整等について

(司会) 証拠調べが終わって、論告，弁論という手続があったと思います。まず検察官の論告は分かりやすいものでしたか。論告を聞かれてそれまで審理してきたことと違うように感じた点や意味が分からない点はありませんでしたか。第1事件についてご感想はいかがでしょうか。

(2番) 冒頭陳述と同じように分かりやすい資料でした。特別に争いもなかったもので、特に気になることはありませんでした。

(1番) 小さな争点が1つあっただけなので、資料で分かりました。

(3番) 検察官のプリントは余白があってメモがとれて分かりやすく良かったです。

(4番) 話がそれそうなときは裁判長が進行してくれました。論告も難しい点はありませんでした。

(司会) 同じ事件について、弁護人の弁論はいかがでしたか。

(1番) 本件は争点もなく分かりやすかったです。

(3番) 弁論メモも分かりやすく、弁護人が感情を込めて話していた点がより

分かりやすかったです。

(司会) 第2事件は、事件が2つあり複雑だったかと思いますが、検察官の論告を聞いて頭の整理はつきましたか。

(5番) 資料に問題となる点や争点が書かれており、それに沿って話を進めてもらいましたので、分からない点はありませんでした。

(6番) 被告人が犯行を繰り返したことや罪の重さを考えさせられましたし、よく分かりました。

(司会) 同じ事件について、弁護人の弁論はいかがでしたか。

(5番) 医師の証人の部分だけが引っ掛かりますが、それ以外はどの方向に持っていきたいかがよく理解できました。

(司会) 医師の部分が引っ掛かったというのはどういうことですか。

(5番) 弁護側が欲しい答えが出なかったのかなというか答えがはっきりしなかった・・・私たちも迷うところがありました。精神面をどう捉えたらいいのか、それに対する量刑をどう見たらいいのか迷いました。

(司会) そのあたりのことをどう整理して考えるのかは難しい問題かもしれませんね。

(6番) 精神的な障害のある被告人について、社会で更生する機会を与えてほしい主張はよく分かりました。

(司会) 概ね論告、弁論については、考えるべきところは理解されたということでしょうか。

第5 日程調整等について

(司会) 全体的な日程の組み方やスケジュールについては、どういう感想をお持ちでしょうか。

(1番) 初日は午後3時には終わったので、帰りに会社に寄ってスケジュールを組むことができました。

(司会) 第1事件は初日の午前中に選任手続があり、午後から法廷に出て、第

2 事件は選任手続の翌日から期日が始まっていますが、選任手続と初日の期日の設け方との関係はいかがでしょうか。

(1 番) 午前中に手続の説明を受けたり法廷見学をしているうちに落ち着いてきたので、日にちを空けても空けなくても同じかなと思います。

(2 番) 私の場合、選任された場合の休暇の予定を予め会社に伝えてあったので問題はありませんでしたが、会社によっては日にちを空けた方が選任されたので休みますと報告をしやすいのではないかと思います。

(司会) 最初に選任手続の日だけ休みをとっておいて、選ばれたらまた別途休みをとるということをしている会社だと報告がしやすいということですね。

(2 番) はい。時間的には予定を考慮してもらっている印象で無理はありませんでした。

(3 番) 選ばれた日に法廷に入るのは違和感がありましたが、予め日程表で確認できていましたし、遠方の方もいらっしゃるので、間を空けることで日数や後日の時間が増えるのであればその日のうちに進めた方がいいのではないかと思います。

(4 番) その日にスタートするのに違和感はありませんでした。私は当たった場合はこの日に休むと決めていましたが、人によっては当たってから急ぎょ電話をしたりしていましたので、人によりけりかもしれません。

(司会) 人によって一長一短あるということですね。第2事件の方は初日の午前中に選任をして翌日からの日程でしたが、いかがでしたか。

(5 番) 私は一、二日空いていた方が良かったです。選任された日の午後に職場に行って、選任されたことを伝えることができました。私は2人で仕事を回しているのですが、個人的には仕事の段取りを組むのにもう少し時間があると助かったと思います。他に、遠方からみえた方が受験シーズンと重なってその日に宿がとれないとおっしゃっていたので、そういうこ

とも考えるともう少し日数が空くと良かったかもしれません。

(6番) 私は選任の翌日からのスケジュールで問題ありませんでした。選任の日の昼から、次の日からの父の病院のことを話し合えたので良かったです。初めてのことなので、このやり方がダメとかいいとか考えませんでした。

(司会) 全ての人に都合の良い日程というのは難しいかもしれません。ただ、決定的に何かがまずいというところまでではないのかなと思います。ただ5番の方はその日のうちに審理が始まっていたら大変だったかもしれませんね。

(5番) 職場には事前に話をしてありましたので、そこまではなかったと思います。

(司会) 第2事件は期間も長く、途中でお疲れになられたことと思いますが、その点はいかがでしたか。

(5番) 休憩もとっていただきましたし、その点に関してはゆとりのある評議の進め方だったと思います。

第6 これから裁判員等へなられる方々へのメッセージ等

(司会) 皆様方も、裁判員をされる前は不安があったと思うのですが、今後、裁判員になられる方に向けての自分の経験やアドバイスのなものや、また裁判員をやった感想等があればお聞かせください。

(4番) 一般的に裁判員になったらすごく大変だとか、嫌だなという悪い印象の方が多くはないかと思います。しかし、犯罪を犯すのも人間、それを見守るのも人間であるので、使命としてというか、同じ人間だということ踏まえて、裁判員裁判が怖いものではないということや、分かりやすいものであるということなどをどう伝えていけばいいのかという問題があると思います。また、私は、たまたま裁判員に当たったという面があるのですが、私の周りには、裁判員をやりたいという人もいます。裁判

員の選び方も、違ったやり方で広い範囲で、やってみたいという人の枠もあって良いのではないかと考えています。当たってしまったらどうしようかと構えてしまう人が多いかと思っていますので、やってみたいと思う人が入れるような制度があるといいなと思いました。

(5番) 私はすごく貴重な経験をさせていただいたと思っています。今の4番さんのお話を聞いていて思ったのですが、私は逆に、職場であれば、同じ資格を持った人が集まってとか共通な所があるのですが、この裁判員は、そういう所がなく、年齢層もバラバラ、職業もバラバラで、男女もバラバラで、本当に多種多様で色々な人が集まる中でやらせていただいたので、この評議につきましては色々な意見があるということで、自分自身の勉強になりました。そういう面で、裁判員は色々な人に参加していただいて、なりたくない人、なりたい人も参加していただければと思います。今回参加させていただいて、自分の意見を言えたこともすごく良かったですし、勉強になったことが多かったです。

(6番) 法律について何の知識もなかったら本当に不安だと思うのですが、実際に裁判員裁判という法律の現場に参加して、テレビのニュースとか事件の見方が少し変わりましたし、本当に貴重な経験ができたと思っています。選ばれた方は参加するといいと思います。

(1番) 裁判員をあまり軽く考えてはいけないと思います。被害者、被告人のことを頭に描いて、慎重に判断をしなければいけないと思いますが、実際にやってみると、裁判官の気配りで、評議では自分の意見をはっきり言えますし、心配することはないと思います。とても良い経験になりますのでやった方が良くと思います。

(2番) 先ほど話に出たように、裁判員について割と悪いことを言われる人が多くて、うつ病になった人がいるとかいう話を聞いたのですが、実際にやってみると全然違って、もちろん事件によっても違うと思うので

すが、裁判所、裁判官の人たちがすごく気を遣っていただいて、すごく良い雰囲気の中で裁判員裁判に臨むことができましたし、知識も増えますし、なかなか普段生活していると皆様と話し合いをする場という機会もありますし、とても貴重な経験となり、必ず自分の糧になると思うので、ぜひ選ばれたらやって欲しいと思いますし、4番さんが言われたようにやりたいという人がおられて、逆にそういう人ができるシステムがあるといいなと思っています。

(3番) 最初は選ばれたときは、不安な気持ちや、スケジュール調整が面倒だという気持ちがあると思いますが、一生に一度あるかないかの貴重な経験になるかと思っていますし、裁判所の皆様もこまやかな気遣いをしてくださるので、私はいつも気分よく過ごすことができました。ぜひ、参加をしていただいて、数日間の非日常空間でチームの皆様と一緒に議論をして、最後に私たちと同じような大きな充実感と達成感を味わっていただけたらと思います。

(司会) 貴重で肯定的な意見をいただきましてありがとうございます。全体的に検察庁の方から何かコメント等がありますか。

(田口検察官) 特にありません。

(司会) 検察庁の冒頭陳述書や論告書を見ますと、第1事件と第2事件について書面の作り方が統一されているような印象を受けたのですが、検察庁としてはこういう形で作っていきこうというコンセンサスというものがあるのでしょうか。

(田口検察官) 特にそういうものはありません。担当者がある程度かぶってきますので、様式は似てくるかと思っています。

(司会) 逆に弁護士会は統一的なものは難しく、各弁護士が工夫していると思いますが、弁護士会でプレゼンテーションの講習会のようなものを行っているのでしょうか。

(本郷弁護士) 弁護士会でも、裁判員をたくさん経験された方を講師に呼んでという講習はあるのですが、個人個人の裁量に任されている部分が多いというところでバラバラになってしまうというのが実情だと思います。

(司会) バラバラになってしまうことがいけないということはないかと思えます。何か弁護士会の方から、全体的にコメント等があるでしょうか。

(本郷弁護士) 本日はお越しいただいて、ありがとうございます。貴重なご意見、厳しいご指摘もありましたが、それを今後に活かしていきたいと思っています。より良い弁護ができるように、より良い審理ができるようにしていきたいと思っています。本日はどうもありがとうございます。

(司会) 裁判所からは何かコメント等がありますか。

(山下裁判官) 本日お集まりいただいた方々に大変肯定的な意見をいただきまして、こういう方々に支えられて裁判員制度が今まで運用されているということが大変ありがたく思います。こういう声が更に一般の方々に広がって、更に円滑に裁判員裁判が運用されればと改めて思いました。

以 上